

第 2 4 5 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時	令和 5 年 1 月 20 日 (金) 午後 3 時 10 分から午後 5 時 00 分
2 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、多田 稔 (リモート)、鍋島 靖信 (専門委員)
4 府関係者	池田 孝雄、中村 良弘、新瀬 幾恵、吉見 翔太郎、佐野 雅基(水産技術センター)
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	委員会 (1) 漁業許可の公示について (2) 大阪海区漁業調整委員会規程等の一部改正について (3) すだて漁の取り扱いについて (4) その他
7 議事概要 事務局 (井坂書記長)	(リモート参加委員との音声調整等で開始時刻が 10 分遅れ。) それでは、ただ今から第 245 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。 携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。 本日は、村上委員が欠席、多田委員にはリモートで出席していただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることを、まずご報告いたします。 本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第に記載しておりますとおり、 ・「漁業許可の公示について」 ・「大阪海区漁業調整委員会規程等の一部改正について」 ・「すだて漁の取り扱いについて」 の 3 件でございます。 併せて、議題 4「その他」として、水産課から 9 月の区画漁業権の更新に向けた「海区漁場計画(素案)」について、事務局から「第 45 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果」について報告させていただく予定にしております。それでは、今井会長、議事の進行よろしく申し上げます。

<p>会 長</p>	<p>ただ今から、第 245 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日は委員会ですので、議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 7 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、津本委員と奥委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (吉見技師)</p>	<p>大阪府水産課の吉見でございます。漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。</p> <p>大阪府漁業調整規則第 11 条第 1 項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。</p> <p>また、同条第 3 項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。</p> <p>それでは、海区委員会資料 1 をご確認ください、参考資料 1 - 1 の諮問文のとおり、前回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。</p> <p>海区委員会資料 1 をご覧ください。表にあります通り、つばす・すずき流網 2 隻、刺網漁業 2 隻、たこつぼ漁業 1 隻、ひきなわ 5 隻、あなごかご漁業 1 隻について、新規許可の要望が出ております。</p> <p>申請すべき期間については、許認可方針通り、刺網漁業については 1 か月、その他の漁業については 2 か月間としております。</p> <p>なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料 1 - 2 に掲載しております。</p> <p>説明については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>

各委員	(質疑等なし)
会長	特にご質問等が無いようですので、議題1については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ありがとうございます。 それでは、議題1「漁業許可の公示」については、水産課の案のとおり承認することとします。事務局から答申案をお願いします。
事務局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、議題2の「大阪海区漁業調整委員会規程等の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (宗石書記)	事務局の宗石です。私から、大阪府海区漁業調整委員会規程等の一部改正についてご説明させていただきます。 資料につきましては、5点です。委員会資料2-1として改正内容の概要説明、委員会資料2-2として大阪府海区漁業調整委員会規程の新旧対照表、委員会資料2-3として大阪府海区漁業調整委員会事務規程の新旧対照表、参考資料2-1として現行の大阪府海区漁業調整委員会規程、参考資料2-2として現行の大阪府海区漁業調整委員会事務規程です。 本日は、大阪府海区漁業調整委員会規程及び大阪府海区漁業調整委員会事務規程の2つの規程の改正についてご審議いただきます。 説明の大まかな流れですが、まず委員会資料2-1で改正の概要について説明させていただき、委員会資料2-2及び2-3の新旧対照表をご覧

いただきながら、改正の具体的な内容についてご説明させていただきます。

それでは、委員会資料 2-1 で規程の改正内容の概要についてご説明させていただきます。

上段の大阪海区漁業調整委員会規程の改正内容は 2 点ございます。1 点目は、漁業法改正に伴う条ずれ是正、2 点目は、現行の海区漁業調整委員会の実態に即した文言修正等です。

1 点目の漁業法改正に伴う条ずれ是正ですが、当該規定には漁業法の条項が記載されております。条ずれの是正につきましては、令和 2 年 12 月に漁業法が改正されましたが現行規程は改正前の漁業法の条項のままでございますので、改正後の漁業法の条項に是正を行います。該当する箇所は、旧条文の第 1 条、第 2 条、第 8 条でございます。本来であれば、漁業法が改正された令和 2 年 12 月に本規程を速やかに改正すべきでしたが、改正が遅れておりこの時期に改正することになったことについて、この場でお詫びするとともに、ご了承いただきますようお願いいたします。

2 点目の現行の海区漁業調整委員会の実態に即した文言の追加修正ですが、他都道府県の海区委員会規程や本府の他行政委員会の規程等を参考に、実態に即した文言修正等を行いました。内容については、委員会資料 2-2 の新旧対照表を用いて説明させていただきます。該当箇所は新条文の第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 11 条です。

続いて、下段の大阪海区漁業調整委員会事務規程の改正内容ですが、当該規定には先ほどご説明した大阪海区漁業調整委員会規程の条項が記載されております。大阪海区漁業調整委員会規程の改正に伴い条ずれが生じますので、これに合わせて条ずれの是正を行うものです。改正の概要については以上です。

それでは、委員会資料 2-2 及び 2-3 の新旧対照表を用いて改正の具体的な内容についてご説明させていただきます。

まず、大阪海区漁業調整委員会規程の改正についてご説明させていただきますので、委員会資料 2-2 をご覧ください。上段は改正後の規程、下段は改正後の規程を示しており、傍線箇所が改正箇所になります。それでは第 1 条から順番に説明させていただきます。第 1 条につきましては、漁業法の改正に伴う条ずれ是正です。改正前の傍線箇所の漁業法第 83 条、漁業法施行令第 25 条が、改正後のとおり漁業法第 135 条、漁業法施行令

第 14 条に是正しております。

次に、第 2 条は新設です。第 2 条では、委員会について規定しており、漁業法第 137 条及び第 138 条第 2 項において委員の定数、委員会の構成、会長等の互選について規定がございますので、その内容を本規程に追加しました。

第 3 条も同様に新設です。第 3 条では会長の職務等を規定しており、漁業法第 143 条及び漁業法施行令第 13 条において、会長の職務や委員の任期に係る規定がございますので、その内容についても記載しました。

第 4 条につきましては、会長の専決事項について規定しており、改正前の第 2 条において、「委員会の会長(以下「会長という。）」」、「(以下「委員」という)」という文言がありますが、当該規定の中の話になりますので、当該文字を省略することとしました。併せて、第 1 項において、改正前の傍線箇所の漁業法第 10 条を第 12 条に改正しております。

第 9 条につきましては、議事録について規定しており、改正前の第 7 条では第三、四、五にて議事事項、議決の結果、その他重要な事項と規定されていましたが、改正後の三のように議事内容と簡略化しました。第 2 項については、現在議事録署名は会長、会長の指定した 2 名に署名していただいておりますので、その実態に合わせ、2 名以上から 2 名へと改正させていただきます。

第 10 条につきましては、公告の方法等に規定しており、漁業法の改正に伴う条ずれ是正です。改正前の傍線箇所の漁業法第 67 条、第 45 条、第 125 条、第 126 条が、改正後のとおり漁業法第 120 条、第 100 条、第 166 条、第 167 条に是正しております。

第 11 条につきましては公告の公示方法に係る内容について規定しており、改正前をご覧いただくと、公示を行う際は、傍線部のとおり、「公示の旨の前文、年月日、末尾に会長が署名する」となっております。しかしながら現在、公示の方法はインターネットによる公示が主流となっており、本府の公示方法もインターネットにて公示を行っており、それに準じて手続きを行えるよう、改正後の傍線部のとおり「知事の事務部局の例により手続きを行うものとする。」と規定しました。

大阪海区漁業調整委員会事務規定の改正についてご説明させていただきますので、委員会資料 2-2 をご覧ください。先ほど同様に、上段は改正後の規程、下段は改正後の規程を示しており、傍線箇所が改正箇所にな

	<p>ります。事務規程の第1条に、先ほど説明した委員会規程の条項の記載がございます。委員会規程については、第2条及び第3条を新設したため、全体で2条文の条ずれが発生しておりますので、傍線部に示すとおり、第11条から第13条に改正しております。</p> <p>以上で、大阪府海区漁業調整委員会規程等の一部改正について説明を終わります。</p> <p>参考資料2-1及び参考資料2-2は現行規定になりますので説明は省略させていただきます。最後に、今後、本規程改正に関して法務課と改正内容や公報登載について調整を行ってまいります。その際、軽微な修正が生じる可能性があります、その点については事務局に一任していただきますようお願いいたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	<p>特にご質問等がないようですので、議題2については、案のとおり本委員会の規程の改正を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>異議なしとのことですので、議題2については、事務局の案のとおり承認することとします。事務局の方で、改正に向けた事務手続き等をお願いします。</p> <p>それでは、議題3として、これまで2回本委員会で審議している「すだて漁の取り扱い」について、本日改めて審議したいと思います。</p> <p>前回の委員会では、委員から周辺漁協の理解が得られているのか等の意見がありましたので、その点も含め前回以降整理できた点やすだて漁に関する府の考え方を水産課から改めて説明いただき、その上で、委員会として、岡委員から提案のある建議要望の取り扱いについて、審議したいと思います。</p>

	<p>います。それでは、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>すだて漁の取り扱いについてご説明します。お手元の参考資料3をご覧ください。最初におさらいとして、1. 事案の経緯に沿って、今までの経緯をご説明します。</p> <p>発端として、昨年7月に西鳥取漁協が50%出資する株式会社漁師鮮度が西鳥取漁港区域内で教育実習を目的として行うすだて体験につきまして、府は、この体験事業の目的が、大阪湾の魚を食べることを通じて大阪湾の魅力を府民に広く知ってもらい、海の環境を保全することの大切さを知ってもらうための教育実習であるということ、参加費の7,000円は活動を行うための必要経費であると判断し、水産動植物の特別採捕許可を行いました。</p> <p>これについて、9月13日の委員会で岡委員から、これは営利事業であるため特別採捕許可は適当ではなく、漁業協同組合の事業として許可漁業に位置づけるべきであり、そのことを海区委員会から知事あてに建議してほしいとの提案書の提出がありました。</p> <p>他の委員からも、特別採捕としては営利性が高いとか、魚の販売である等のご意見をいただきましたので、許可漁業に位置づけるべきという提案の是非について、府で検討を行いました。</p> <p>その結果、12月13日の委員会で、わずかでも天然の魚を採捕する可能性があれば漁業であるとの水産庁の見解等を踏まえて、府としてはすだて漁業を許可漁業として取り扱いたいとの方向で説明しました。</p> <p>そうしたところ、近隣の漁協は西鳥取漁協がすだて体験をすることを聞いておられず、近隣が聞いていない事案を海区委員会で諮ることはできないとの意見があったことから、改めて、西鳥取漁協が近隣の漁協へ説明をされたことを確認してから、再度協議をすることとなりました。</p> <p>それが本日の委員会です。</p> <p>続いて、資料の2の西鳥取漁協の説明状況をご覧ください。</p> <p>前回の委員会の結果を西鳥取漁協の組合長にお伝えしたところ、12月23日に両隣の下荘漁協と尾崎漁協を訪問され、それぞれの組合長にすだて体験の実施と許可漁業への意向について説明をされたとのことでした。</p> <p>その結果、両組合はいずれも、反対する気はない、他組合がやることに賛成も反対もない、やることは分かったとの意見だったとのことでした。</p>

	<p>これらを踏まえ、3に府の方針を整理しております。</p> <p>まず、そもそもすだて漁は漁業といえるのかという根本的な定義につきまして水産庁に確認したところ、漁業法上は、わずかでも外部から魚が入る可能性があれば、観光が主目的であっても漁業であるとの解釈でした。千葉県では実際に観光のための漁業として操業されている例があります。</p> <p>次に、漁業調整上の問題がないかどうかについては、裏面の航空写真を見ていただけますでしょうか。これは昨年特別採捕許可で行ったすだて漁の場所と漁具の概要です。上の図の区域は、近隣漁協との入会区域ではないとのこと。このように、すだて漁は、第2種共同漁業権区域内のごく浅い海域に竹などを立てて行われる漁法ですので、他の漁協や漁業種類との競合や紛争は生じにくいと考えています。</p> <p>また、水産資源保護上の問題については、令和4年度の水産動植物の採捕実績は7月から9月までの3か月間で約7kgとわずかでしたが、魚群を待ち受けて獲る漁法であることから、可能性としてTACの対象魚種であるアジの群れなどが多く入る年があるかもしれません。これについても、許可漁業とすることで漁獲量の報告義務が生じ、数量の把握ができることから、資源管理ができるものと考えています。</p> <p>これらのことから、府としては改めて、すだて漁業は知事許可漁業である小型定置漁業の一種として取り扱うことがよいと考えております。</p> <p>府からの説明は、以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今水産課から説明がありました件について、何かご意見ご質問等がありますか。</p>
<p>岡 委 員</p>	<p>すだて漁については、水産課が民間業者に特別採捕許可を出していたことについて検討するよう、私から建議の提案をしました。今後もこの件については海区で検討していく必要があるので、正式に海区委員会から府に建議書を提出していただきたいと思っております。</p> <p>現在水産課は、漁協が主体となりすだて漁を漁業許可として行う方向性を検討しており、西鳥取漁協の組合長からも関係漁協や漁業者委員に説明したとの連絡がありましたので、引き続き手続きを進めていただきたいと思います。反対をするものではありません。</p> <p>しかし、漁業許可にする場合は、単独ですだて漁という名前ではなく、</p>

	<p>小型定置網の中のすだてという形に位置づけ、小型定置網の許可として考えてもらう方がよいと思います。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>本日もし漁業許可にする方向で問題がないだろうということになれば、すだて漁業を小型定置漁業の一種として取り扱うという内容の許認可方針の素案をお配りしようと用意しています。</p>
<p>岡 委 員</p>	<p>漁協に漁業許可を出すことがよいと思っています。漁師鮮度という会社に特別採捕許可が出たことです。漁協がすることについては、私はどんどん応援しても良いと思います。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>西鳥取漁協からも、参考資料3-2のとおり、11月に書面で許可漁業への要望書が提出されており、漁協として観光漁業を拡大して漁業経営の安定を図っていききたいというご意向を改めて示していただいています。府としても漁業許可にすることで資源の管理や過度な漁獲にならないか等を確認しつつ管理できると考えています。漁業の制度として小型定置網の中に柵網とともにすだて漁業を入れて運用するのが一番よいという方向で説明させていただきました。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、岡委員の方から建議として出してほしいとのご意見をいただきました。建議として扱うことについては、後で再度説明させていただきます。水産課の方では、許可の審査基準となる許認可方針の素案を用意されているとのことなので、水産課の方から説明していただけますか。</p>
<p>樋口委員</p>	<p>許認可方針に移る前によろしいでしょうか。私は全然反対ではなく、近隣漁協としても説明はお聞きしています。しかし、先ほどの説明で、漁業調整上は他の漁協や漁業との問題はないだろうとのことでしたが、参考資料3-2の西鳥取漁協からの要望書には、「今後はこの漁法による観光漁業を拡大し」と書いてあります。こういう言葉をみると、今後どうなっていくか分からない話に思え、近隣漁協の組合員としては、申し合わせ等のきちんとした確約がなければ、ちょっとどうかなと思います。地元に限った話ではなく、大きく捉え、もっと話合いや聞き合わせ等をしていった方</p>

	が私はよいと思います。まだちょっと早いような気がします。
水産課 (新瀬補佐)	拡大の意向については、現時点では具体的には聞いていません。
樋口委員	「この漁法による」と書いてあります。この漁法の規模がどこまで拡大されるか分かりません。地元だけではなく、全体を見ながらの話になる。そこはどうなのかと思います。
水産課 (新瀬補佐)	今のところは小型定置漁業の一種ですので、柵網と同じように第2種共同漁業権区域の中で統数を決め、いくつもできないように制限して、漁業としてやっていくというイメージです。1統が巨大になることは想定していません。
樋口委員	漁師鮮度に漁業者以外の人が50%の割合で入っている中、観光漁業の拡大が今後どこまでどうなるか分からないと、同じ海で働いている僕らはそう思います。
岡委員	その通りです。樋口委員は隣の漁協だから当然心配があると思います。一旦許可をうけた後、どんどん拡大しエリアが広がってきたら、やはり隣近所は脅威に思うはずです。
水産課 (新瀬補佐)	漁業許可とすることで操業区域等の条件を決めることができます。きちんと運用方法を定めたいと思います。
岡委員	先ほども言いましたが、すだて漁という許可を正式に出してしまったらどこかにしわ寄せが来るかもしれません。小型定置漁業の一種としてやったら良いと思います。隣近所の理解だけはもらわないと摩擦が起こってきたら問題が起こると思います。
常松委員	すだて漁の図に漁具の大きさが書いてありますが、どこまで大きくできるのでしょうか。何か規定はあるのでしょうか。極端に50mとかになる

	可能性はあるのでしょうか。
会 長	何十メートルと大きいものもあります。子供の頃に行ったことがあります。
水産課 (新瀬補佐)	規定はありません。先行県の千葉県木更津の大きな干潟でやっているものも幅 20mほどと、西鳥取のものとは変わりません。
常松委員	規定はできるのですか。
水産課 (新瀬補佐)	許認可方針で、漁具の大きさを操業条件とすることはできます。
岡 委 員	観光漁業でお客がたくさん来ると、桟から出て泳ぐ子供などが周辺を通る近隣の漁船とぶつかり事故に遭う可能性も出てくるのではないですか。
樋口委員	その辺を十分話し合いをしないことには。
水産課 (新瀬補佐)	現在の大きさがやりやすいと推測しています。
樋口委員	要望書に「拡大」と書いてあるから言っています。
田中委員	図面通りのエリアでやるのは良いですが、どこまでも大きくされたら困ると仰っています。だから図面通り以上はだめですよということだけ、どこかで押さえておいてほしいと思います。 もし漁業としてする場合は諮問してもらえるとということでよいですね。許可条件に大きさを明記し、それ以上むやみやたらに拡大や変更はしないようにというふうに書いてもらったら納得されるのでは。
水産課 (新瀬補佐)	はい。許認可方針に書くことになります。

岡 委 員	すだでの目的は、漁獲ではなく、観光で人を集めて1人7,000円などと参加費を取ることです。お客が集まると、事故の発生や近隣の船とトラブルを起こす可能性が出てきます。魚を獲って収益を上げるのが漁業です。買って来た魚を捕まえさせるのはイベントと一緒にです。果たしてそれが漁業と言えるのでしょうか。
田中委員	法令上は、少しでも魚が入ったら漁業であるという見解があるとの説明がありました。
会 長	極端に言えば、がっちょが1匹入っても漁業となるのですね。
岡 委 員	相良組合長がやろうとしていることも分かりますが、近隣の漁協に協力してもらい体制が必要ではないでしょうか。両隣の組合長も、迷惑を被る可能性があるから、やるならやったらという反応なのだと思います。
樋口委員	まだそんなに慌てることもないと思うので、もっと折合いがつくところまで話合いをした方が私は良いと思います。
水産課 (新瀬補佐)	漁業者以外の方が船で通ることなどを近隣漁協が懸念されているということについて、相良組合長にお伝えしました。それは気をつけようと思っていると仰っています。
岡 委 員	この話は、出だしが悪かったと思います。最初から相良組合長が漁連に話を持ってきたのなら良かったですが、その前に民間会社が水産課に申請を出して、許可もらったとって7,000円とるなどとホームページに出たから、その出発点で混乱を招いているのです。そこから間違っています。たすきの掛け違いです。
水産課 (新瀬補佐)	許可漁業にしたら委員会の場で公示をしないと許可できないので、そういった意味でも知らないうちに民間の会社がやっていたということはないかなと思います。

岡 委 員	我々はそんなに脅威とは思っていませんが、地元にとっては脅威になる可能性がある。
会 長	大体意見が出そろったように思います。すだて漁を許可漁業と位置付ける方向で、事務を進めた場合のスケジュールと、すだて漁を許可するための審査基準となる許認可方針素案を用意されておられたようですが、どうされますか。
田中委員	皆さんは、拡大基調というのがどういうことかと思われているようで、条件を明確に記した許認可方針で近隣の方が納得されたら良いですが。
水産課 (新瀬補佐)	想定をしていなかった漁具の大きさについては盛り込んでいませんが、許認可方針のイメージを作っていますので、配らせていただきます。
事務局	(許認可方針(素案)等配布)
水産課 (新瀬補佐)	<p>3つの資料をお配りしました。海区委員会資料3という鑑と、小型定置漁業(すだて漁業)の許認可方針(素案)と、現行の小型定置漁業(柵網漁業)の許認可方針です。</p> <p>柵網漁業の許認可方針では、第4の制限措置のところに、操業区域は第2種共同漁業権区域内に限るとか、漁業を営む者の資格は漁業権者の同意を得た者などと書いてあります。</p> <p>柵網漁業とすだて漁業は、どちらも小型定置漁業に含まれ、一定の水面に漁具を設置しておき、そこに来遊してきて出られなくなった魚群を取り上げる漁法です。</p> <p>2つの違いは、柵網漁業が魚群を誘導する垣網、魚が入り込む囲い網、最後に魚が出られなくなる袋網などが網地で構成されているのに対し、すだて漁業は網ではなく竹などの棒で垣網や囲い網に当たる部分をつくる点が異なります。こういった、網を使わない定置漁業を分類的に「えり類」といいます。</p> <p>すだて漁業の許認可方針をご覧ください。柵網漁業の許認可方針と異な</p>

	<p>る箇所の下線をひいています。変更箇所は、標題と、第1と第2の部分のみです。</p> <p>すだて漁業は、第2種共同漁業権の中で行われることを制限措置とするなど、取扱いとしては小型定置網の柵網と同じですので、許認可方針の内容も同じにしております。</p> <p>第5に許可等の条件というところがございまして、例えばかごの大きさ1m以内とか、網の長さ3,000m以内とか、漁具の長さとか個数を決めるのはこの項目になります。そこに許可条件として網の大きさを定めるとすれば、囲い網の最大の長さは20mまでとするとか、そういうことを書くことになります。今のところは入っておりません。</p> <p>もし今日この内容でよいとなった場合のスケジュールを1枚目に書いておりますので、併せてご説明をさせていただきます。この許認可方針は、府が許可を行うための審査基準となりますので、1月27日から2月25日までの30日間のパブリックコメントを行う予定にしておりました。その後、いただいたパブリックコメントの結果を併せて、もう1回許認可方針（案）を3月の海区委員会で諮問させていただこうと思っておりました。その後、海区委員会で答申をいただいた案を、府として施行をし、4月の海区委員会で漁業許可の公示を行い、4月下旬から6月下旬まで公示し、6月末に許可という、最速でこういうスケジュールかと思って作っております。</p> <p>今回柵網と同じではなく、観光漁業がどんどん拡大しないように大きさとか許可条件をもうちょっと絞った方がよいのではというご意見がありましたので、あと統数もあるのかなと思ひまして、すだて漁の図面では2つマルがついているので2つ置かれているのかと思うので、統数とか大きさとか一度考えて、許認可方針の案を作成させていただこうかと思ひますがどうでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>たたき台としての素案を配ったということですね。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>そうです。許認可方針のイメージはこういうものです。</p>

会 長	数字では示されていないけれども、規模等についてご意見がいただけるならそれを取り入れて案を作成するという、そういうことですね。
奥 委 員	ちょっとよろしいでしょうか。許可になったら漁師でなくてもやれるということですよ。
水産課 (新瀬補佐)	一般の方からすだて漁をしたいという要望があれば、この海区委員会に諮問するかどうかは府の判断になる。現在のところ一般の方から漁業許可がほしいという要望などは特にありません。
奥 委 員	<p>一旦すだてが漁業許可になると、組合員でない人が漁協に所属しているという体裁で船に乗ってくるのが一番の懸念だと思います。漁師同士なら暗黙の了解というのがありますが、陸の人間や一業者が入ってきたら、とことん裁判沙汰にもなることだと思います。</p> <p>別の漁業に従事して既に組合員になっている人がすだてに従事するならよいですが、そうではないので、それを漁業許可とするのはなかなか難しいことだと思います。</p>
水産課 (新瀬補佐)	申請自体は組合がされると聞いています。定款も変更し、第2条の組合の事業のところへすだて漁業の経営と入れていただいて、組合が自営事業としてやると位置付けてもらう予定です。
奥 委 員	<p>定款は変更すればよいですが、実質は違います。だから近隣漁協も全面賛成とはなりません。</p> <p>だから許可としてはなかなか難しいのではないのでしょうか。反対ではないがそういうところがひっかかります。西鳥取の組合員数を考慮すると、流網、底びき網、刺網などに携わっている者がすだてをするのかというと、実態は違うと思います。</p>
岡 委 員	相良組合長が相談にきたとき、組合員が少ないから、漁師鮮度の社員に助けてもらって組合事業としてやりたいという話でした。でも、私は、それはちょっと違うと言いました。組合として先にやり、それを教育するな

	<p>らいいが、民間の水産会社に委託してそれをやってもらう。それを聞いているから、我々もそれをよいことだとは言えません。漁業と言うのは漁師の特権だと思っています。しかし、沖で魚を獲るのは漁師のってほしくないエリアです。その線引きだけちゃんとしておいてほしいです。</p>
奥委員	<p>組合員が観光目的で観光漁業としてする分には問題ないと思います。でもこの会社がすると聞いてしまっています。組合が取得すると建前で聞いたからといって、海区の場合でうん分かりましたと言っていたら、無茶苦茶になってしまいます。</p>
水産課 (新瀬補佐)	<p>組合が主体でされるとして、予約システムの管理や魚食メニューの提供など漁師さんができないところを漁師鮮度を手伝ってもらったり、すだて漁の操業自体も一部は手伝ってもらうこともあると思います。許可漁業は漁業者さんだけでしなければならないというご認識でしょうか。</p>
奥委員	<p>そういうことではありません。10人中漁業者が1人いたら残り9人は委託業者で成立する話になってしまうのはどうかということです。漁師が1人いたらよいのか。だからこうやって意見が出ているのだと思います。これでよいのなら、既に皆賛成しています。だけどこれだけ意見が出たら、もう難しいのではないですか。</p>
樋口委員	<p>私は全然反対ではない。反対ではないですが、もうちょっともんでもらいたいです。その方がいいと思います。でないと後々、どうしてあのとき海区で委員たちが了承したのかということが起こるかもしれません。</p>
奥委員	<p>多分我々のとこへ苦情が来ると思います。そんな勝手なことを海区委員は通したのかと。私も色々なところから相談を受けています。それを踏まえると、ちょっと難しいのではないかなと思っています。</p>
会長	<p>どのレベルまで組合員の参加があるのか、さっき言われたように1人でも漁業者がいればよいのかという話ですね。</p>

奥委員	体裁が整えば何でもよいということになります。
岡委員	前例を作ってしまったら、漁師が1人いればできるということになり、民間の観光業を狙っている人が漁師を一本釣りされても困ります。それが漁業許可となってしまうたら我々は一番困る。船も網もなく漁業権で竿だけで漁師と言っている者が、船も網も持って漁師している者と同じ権利かと言われたらそれは違います。うなぎすくいについても、どれだけの権利があるかということの水産課はもっとよく考えてほしいです。
田中委員	国の見解としては漁業者じゃない人にも認めてよいという指針があるから、府としても困ると思いますが、現業者としては、そこは必ず言ってくるポイントだと思います。すり合わせが難しいと思います。
岡委員	大阪湾は、どこの湾にも負けないほど漁業が盛んな海域です。まき網や船びき網、刺網、かごなど、色んな権利で皆漁業をやっています。部外者が簡単に漁業をできるようでは困る訳です。網も船もなく、それが漁業と言えるのでしょうか。
常松委員	許可がもし通ったとして、今年の売上げなどは、絶対噂で流れ、皆の耳に入ります。儲かっているとすれば、近隣もやりたいと言ってくると思います。
田中委員	すだての漁具も、竹を打ったり金網を巻いたり、ある程度お金がかかると思います。
岡委員	私は反対ではありません。反対ではないですが、皆に意見をよく聞いて、すだてとしてどこまでの範囲でやっていい許可だとか、色々もんでやってくれたらいいと思います。
水産課 (新瀬補佐)	今のお話だと、範囲とか大きさとか決めても、そもそも許可漁業にするのはいかがでしょうかという話になりませんか。

会 長	運営のやり方の話になるのでは。今のままだと一般対漁業者の割合が9対1でもいけることになるので、実質的に漁協の主導権が担保されるような仕組みがいるという、そういう理解でよいでしょうか。
奥 委 員	そうですね。
会 長	これについては、我々法律の素人が色々言うよりも、村上委員に本件を説明して良いアイデアがないかどうか聞いてはみてはどうでしょうか。
岡 委 員	水産課の見解はどうですか。
水産課 (新瀬補佐)	水産課の見解は、許可漁業にすることで乱獲を防止するための資源管理の取組みができるし、逆に公示をして統数を制限することで何でもかんでも受けざるを得ないという状況にはならないので、水産課の中で適切に管理ができるという意味で、許可漁業がよいのかなという説明を先ほどはしたところです。漁具ではないということなら、網口をきっちり閉め、全く1匹も魚が入らないただの囲いを置くということで、水域占用の許可で扱うこととなります。
岡 委 員	すだてにこだわらなくても、定置網の一種としてのすだてでよいのではないのでしょうか。相良組合長は定置の許可を持っていたはずです。
水産課 (新瀬補佐)	仰る通り定置の中のすだてとして考えています。それが今お配りした許認可方針案です。相良組合長は既に柵網の許可を持っており、小型定置のすだて漁業の許可を新たに受けたいが、今それがないので新たに作るということです。
会 長	今までは小型定置網に柵網しかなかったので、もう1つすだてを作るということですね。
水産課 (新瀬補佐)	そうです。潜水器漁業みたいに単独で一から作るのではなく、小型定置網(すだて漁業)というものを、範囲も第2種共同漁業権内に限った形で、

	柵網と同じような形で案を作っています。
岡 委 員	一番は、近隣の漁協の同意を取ることです。隣近所は、海を観光漁業に使われるのは嫌だ、迷惑だということもあるかもしれません。沖へ出てくる漁業ではないから、巾着網や船びき網、底びき網にはあまり影響はありません。
水産課 (新瀬補佐)	そこについては、相良組合長は前回の海区の後に直接両隣の漁協に行かれ、年内にすぐ動いてくださった。近隣漁協は、もろ手挙げて賛成という返事ではなかったが、他所の組合のやることについて尊重されたのかなと思っています。
岡 委 員	陸でプールをこしらえて魚を買ってきてつかみ取りをやったらいいと思います。すだて漁という、漁という名前がつくからこうなるのです。
水産課 (新瀬補佐)	蓋を閉めてしまって、天然の魚が全く入らないようにして、買ってきた魚を入れて、占用許可という形ですすることもできますが、民間会社がやりたいと言ってこられた場合に、我々はだめという根拠がありません。
岡 委 員	民間会社に勝手に海なんかさわらせたらだめです。民間会社がいくら囲いをして魚は獲れないと言ったとしても、漁協でもこんなに議論している状態ですので。民間業者なんか論外です。
水産課 (新瀬補佐)	地先に漁業権があるところは、漁業権の免許権者の了解をとってほしいといえますが、北部で地元で漁協がない場所などでは、同意を取ってという根拠が弱いです。漁業許可であれば、公示制度で統数もコントロールできるとしています。
岡 委 員	よい方法があれば漁業でなくてもよいのではないのでしょうか。
奥 委 員	柵網とすだてでは、かかる経費が違います。すだては柵網の 1/10 程度の経費でできると思うので、そういう面で民間が入り込みやすいのではな

	いでしょうか。
岡 委 員	最初から民間がやる話でした。それがだめとなったから、漁協で許可取れという話になっただけです。
奥 委 員	小型定置網の一種に位置づけたいという水産課の言い回しも分かりません。
会 長	水産課としては小型定置網の一種とすることで、水産課で制御できるチェックがはいる余地を作るということですよ。この許認可方針案で進めてよいのか、もう少し加筆して拡大解釈できないようにするか。
岡 委 員	いくら小型定置網だといっても規模をいくらでも大きくしたら隣にも迷惑です。
会 長	提案された問題点を意識した形で許認可方針案を再検討してもらうのはできそうですか。
事 務 局 (井坂書記長)	先ほど尾崎の樋口委員が仰った件について、先ほど水産課から、たとえ1尾でも魚が入るのであれば許可漁業として位置づけるべきだという水産庁の指導もあり、許可漁業に位置づける形で水産課の方から説明がありました。しかし、仮に完全に入口を遮断し、今の大きさより広げた形で、西鳥取漁協がすだて遊びとしてやりたいと言ってきたときには、当然西鳥取漁協の漁業権区域内でやる分には、水産課としては水域占用許可を出さざるを得ないと思います。そこで大きさを制限するのは厳しいところがあります。
奥 委 員	そのときは、占用料を支払うことになるのですか。
事 務 局 (井坂書記長)	占用料を徴収するかどうかは別グループの所管になるので、免除の規定に該当するかどうかは議論がありますが、基本は占用許可を出し、占用料を徴して海面を使用していただくということになります。

伊瀬委員	それはあくまで漁業者だけですか。
事務局 (井坂書記長)	いえ、制限はありません。ただ西鳥取漁協の件に限ると、西鳥取の漁業権区域なので、西鳥取漁協の同意がないとできません。当然第3者から申請がきたら、水産課としてはその確認はさせていただきます。
樋口委員	そうではありません。魚を入れたり、そのために船が行き交いすること等も含めての話です。
事務局 (井坂書記長)	今のお話は、漁業許可でも占用許可であっても同じですよ。どちらも魚を入れにいく作業はあるので。
樋口委員	当然その取決めを決めてもらわなければ、今の時点では私は了承できません。
岡委員	結局は近隣の組合とまだ調整はついていないのではないのでしょうか。
樋口委員	そこまで取決めをすと言っていたら、我々も話をします。
事務局 (井坂書記長)	そこはちゃんと水産課として、両組合とルールを決めてくださいねということですね。
岡委員	やる前に、近隣組合の役員はじめ組合員が皆了解してないということです。両組合は賛成してないけど反対もしてないという言いぶりです。 近隣組合がいい気をしていないところを無理に進めたらしこりになります。だからそう簡単に決められません。
水産課 (池田課長)	色々なご意見があり、ご心配されることは重々分かっています。シンプルに考えて、大きさとかどこまで広げるのか等の条件をいくら整えたとしても、運営そのものにそもそもの漁師以外の方が入ってくる割合が多い場合、奥委員が言っていました9：1とかだったらどうなのかということに

	<p>ついてクリアできるかどうかといえば、難しいです。これはいくら議論しても一緒です。非常に悩ましい問題です。</p>
<p>奥委員</p>	<p>実際に私は相良組合長から、もともと組合員が少ないから、組合員は漁業に出てしまうので、組合運営としてすだてをやっていきたいのだと相談を受けています。隣接漁協の人は、違う業者が行き来する等、知らない人が船に乗ってきてトラブルになってどう解決したらいいのかということに不安に思っています。</p>
<p>水産課 (池田課長)</p>	<p>その不安について両隣がご納得いただけたらクリアできるという理解でよいでしょうか。</p>
<p>樋口委員</p>	<p>委員の立場とすれば、そこまで話してもらえたら、こんな話になったから皆賛成してくれましたよと話できますけど、今の何もない状況で去年こうだったという話だけでは無理と思います。</p>
<p>岡委員</p>	<p>沖で船に乗ったり網を揚げたりするのりやわかめ養殖などは、陸の人間が簡単にはできないが、すだて漁は陸からいくらでもできることだから、皆心配しています。そのようなものがどんどん増え出したら困ると皆言っています。</p>
<p>樋口委員</p>	<p>私は全然反対じゃないですよ。こう考えているという説明がちゃんとあれば、私も他の委員もよいと思うと言います。今何も分からない中で、何年か後に大変な問題が発生したときに、当時の海区委員が認めたという話になっても苦しい話です。その辺を水産課の立場からでもしっかりしてもらえたら、私も委員の立場から問題ないと思います。今の状態では分かりません。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>尾崎の組合長のところに行ったと仰ったので、納得されたのかと思っていました。</p>

樋口委員	さらっと聞きました。だから反対もしていません。ちゃんと話をもらえたらいいと思っています。
水産課 (新瀬補佐)	この状況では、来週からパブコメしますとは言えません。
岡委員	両隣も両手挙げて賛同ではありません。そこにしこりがあります。
水産課 (新瀬補佐)	相良組合長には、今回の結果をお伝えします。
樋口委員	水産課から近隣の漁協に声かけ、話合いで大きさや場所、数などを話し合う場面を作るなど、調整することはできないのでしょうか。水産課は机上で考えるだけですが、実際は皆沖へ行って顔見ながら商売し生活しています。
田中委員	図面も含め、近隣の漁協を集めて説明会を開き、事業主体である組合がどんなメンバーを入れてやると意思表示をしてもらったら良いですが。
会 長	説明会で実績を説明したら、後に違反するようなことがあれば、あのときこう言ったと言えます。
岡委員	この問題は、特採を漁師鮮度に出したという最初のボタンの掛け違いから始まったから、後からなかなか合わすことできません。地元はそういう認識が強いです。近隣の漁協は分かっているから、反対も賛成もしません。ここで吟味しても前に進まないから保留にしてはどうでしょうか。
田中委員	水産課としては、そうも言えないでしょう。
岡委員	漁業法でよくても、近隣が賛同しないのに無理にやったら将来喧嘩になるだけです。スタートが悪かったです。

樋口委員	話し合いの場を作るよう調整を取ってもらえたら、ここまですると言ってくれたら、私自身の立場であっても問題ないですけどね。
水産課 (新瀬補佐)	許認可方針を来週からパブリックコメントというのはちょっと勇み足というか、こんな状況でできないと思います。西鳥取漁協からは、夏休みかゴールデンウィークからやりたいという意向を聞いておりました、許可にならなかったら、入口を閉めて、水域占用許可ですだて遊びとして実施されるという選択もあります。
奥委員	それでもいいと思います。
水産課 (新瀬補佐)	水域占用許可の申請が出てきたら、形式が整っていたら府は拒めません。それについてもたくさんのお客が来ることには代わりないので、尾崎と下荘にはご説明するようもう一度説明はします。漁業許可がだめだというより、占用許可でちょっと様子を見てみるということでもよろしいでしょうか。
奥委員	その方がよいと思います。新たな許可をおろすより、占用許可を下ろして占用料をもらって、様子を見てはどうでしょうか。蓋を閉めるか開けるかですだとちょっと違うかもしれませんが、1年様子を見てもよいのかなと思っています。別にあからさまにするとも言っていないです。許可にすると色々な問題が出てくると思うので、1年間モニタリングをしてもよいのかなと思っています。反対はしていません。
水産課 (新瀬補佐)	はい。私たちもごり押しで許可にしたい訳ではなくて、ちゃんと合意を得てやるべきだと思っています。西鳥取漁協もゴールデンウィークからすだて遊びをされるに当たり、春先から広報などをされたいと思うので、いつまでも延期とするのは気の毒ですので、早めに答えを返してあげたいと思います。
岡委員	近隣の組合の同意だけちゃんともらってほしいです。それが一番先です。書いたものを持って行ってハンコをもらってこいと言ってほしいで

	す。
水産課 (池田課長)	西鳥取漁協に場所や大きさ、魚の運搬ルート等を具体的に説明してもらいます。それを近隣の両組合に説明してもらいます。いきなり漁業の許可で位置付けるのではなく、まずは1年間ほど水域占用許可で試してみる。そういう方向性でよろしいでしょうか。
岡 委 員	これくらいだったらよいとか悪いとか、近隣漁協も様子が分かります。
奥 委 員	大体1年みたら流れが分かります。そのときに問題が生じたら、都度対応したら良いと思います。話合いの余地ができると思います。
樋口委員	その方がありがたいですね。
水産課 (新瀬補佐)	令和5年度のすだて体験の実施は、春先から秋口で一旦終わると思うので、その実績を秋の海区場で説明させていただいて、その結果もう1年様子をみるのか、この許認可方針が復活するのか等、その時点でもう一度判断するという事でよろしいでしょうか。 水域占用許可は必ず必要ですが、占用料が必要かどうかは、定置網などと同じ扱いとして不要かもしれないし、水面から棒がたくさん出ているので必要かもしれません。そこは漁港整備グループの判断になります。以上です。
会 長	一気に突っ走るよりも、様子をみるのが一番冷静なやり方だと思いますので、水産課の方で進め方など検討してください。
水産課 (新瀬補佐)	ありがとうございました。
会 長	すだてについて岡委員の方から。建議をしたいという希望があったのですが、説明してもらっていいですか。

水産課 (池田課長)	今のお話の中では、元々は漁業許可という形で建議してほしいというお話でしたが、委員の総意としては、まずは困って蓋を閉めて水域占用許可でまず1年回して様子を見ようということになっていると思いますが。
岡 委 員	やり方を色々と考えてくれるのは良いです。何も問題はありません。しかし、近隣の賛同が得られなかったら中々進まないと思います。近隣が良い感覚持っていないなら、どうにかして納得させることが必要です。我々は水域占用許可でやるなら全く問題ありません。漁業許可になると問題も出てきます。
会 長	建議は様子を見るということによろしいでしょうか。
事 務 局 (井坂書記長)	事務局としては、岡委員からいただいた許可にすべきという建議要望を1年間留保にするということについては、1年間様子を見る中でご指摘の内容が変わってくる可能性があると思うので、一旦取り下げというか、あらためて問題点があれば新たに建議するという方が、内容的にもマッチすると思いますが。
会 長	それでは、建議要望は一旦下ろし、必要に応じまた出すということにしましょうか。
岡 委 員	今日、建議をしようと思っていましたが、皆の意見がそういうことなので、それで良いです。秋になったら様子が分かります。海区委員の中でもこれだけ意見が違うから、なかなか海区から1つの建議を出そうとしても出せません。
会 長	そういう形によろしいですかね。
各 委 員	(異議なし)
水産課 (新瀬補佐)	ありがとうございました。

会 長	ありがとうございます。ただ今水産課から説明があった点について、何かご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	それでは続いて、議題4の「その他」として、まず「海区漁場計画(素案)」についてご説明をお願いします。
水産課 (久保補佐)	<p>水産課の久保です。この2年に区画漁業権の免許を短期免許として2回承認をいただいているので、一定の流れを理解されていると思います。令和5年に区画漁業権の更新があります。これに伴い、令和10年までである共同漁業権についても一旦漁場計画を立て直す必要があります。</p> <p>資料4-1にあるとおり、共同漁業権についても一旦5年目の漁場計画を立てて、区画漁業権の申請をしていただくので、本日まで素案をお示しします。今後のスケジュールですが、この素案を承認後、パブコメに1か月かけ、水産課で成案を作成して、3月の海区委員会で承認をいただけたら、漁場計画を4月に審議していただき、令和5年9月1日に更新した免許をしたいと考えています。</p> <p>変更点については資料4-4に海区漁場計画の変更点のとおりです。</p> <p>共通事項としては、今回は第1種区画漁業権が更新の対象ですが、これに併せて、新規、変更のある計画については、「国又は地方公共団体が施行する公共事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことができない。」という条件を「制限又は条件」から削除します。これまでは区画の範囲を境界点からの方位と距離で表していましたが、今回から「漁場の区域」を示す点を緯度経度で表記することに変更しました。今回はいきなり緯度経度でできないので、今回の素案では標記は両者を併記することにしました。</p> <p>共同漁業権については、岬町の関西電力(株)の発電所が稼働し無くなって19年になります。過去に補償を行い、漁業権を消滅させた岬町の多奈川火力発電所周辺の海域について、谷川、深日の両漁業協同組合と関西電力(株)との覚書があり、3者の協議により共同漁業権を復活させることとなりました。これに伴い、深日で1件、谷川で3件の共同漁業権について、漁場の区域の変更を行うとともに、谷川の1件について対象となる漁業種類を追加します。</p> <p>区画漁業権についてですが、変更点は、前回の一斉更新以降に、5年前から2件の新規区画が短期で免許されたことに伴い、北側から新たに区画番号を振り直します。「地元地区」としていた表現が「関係地区」に改め</p>

	<p>られます。「個別漁業権」又は「団体漁業権」の別を明記します。大阪ではすべて団体漁業権です。これまで行使していた漁場とほぼ同様の場合は「類似漁業権」と表現し、新たに設定する場合や大きな変更があったときは「新規漁業権」として、区別できるようにしております。</p> <p>泉佐野漁業協同組合の2件の区画の「かき養殖業」を「二枚貝類養殖業」に変更します。カキ以外の貝の種類を養成して販売することがあるので、二枚貝類としてより簡便にしてよいとの国の指導があったので、変更します。</p> <p>尾崎漁業協同組合の2件の区画の「かき養殖業」を他の貝類もやりたいとのことで、「二枚貝類養殖業」に変更します。</p> <p>西鳥取漁業協同組合の現行の区画の範囲を広げるとともに、2件の区画を統合します。(A)の離岸堤内側にカキ養殖の区画があり、それぞれを広げたいということで重なる部分があるので、区画12号で統一します。大きな変更であるので「新規漁業権」としてあります。また、統合した区画に「あかもく養殖業」を追加します。併せて、両区画の「かき養殖業」を「二枚貝類養殖業」に変更します。大きな変更に当たるので「新規漁業権」としてあります。藻類はアカモクを追加し、これは養殖時期が違って重ならないので個別に記載します。</p> <p>下荘漁業協同組合の現行の区第12号を北東方向に拡大します。</p> <p>谷川漁業協同組合が21号、24号は新規に漁港内で「かき養殖業」を実験的に行うための区画を設定します。漁港内でカキの養殖を試験的にして、うまく獲れたら売りたいので、免許を取れないかというので「新規漁業権」とします。</p> <p>小島漁業協同組合が既存の区画に「かき養殖業」を追加するとともに、新規で「かき養殖業」を行うための区画を設定します。</p> <p>既存の漁業権もあり、漁協に要望とこれまでの活動実態を聞いて、参考資料4-3の調査・チェックシート様式で調査しました。その結果で適否の判断をし、漁場計画を立てました。その結果を、資料4-5、4-6、4-7の漁場計画素案としました。素案は量も多いですが、この形でパブリックコメントにかけさせてもらい、関係者協議を行います。関係者は海上保安庁と港湾局で、その協議をいれて成案にして3月の海区委員会で審議していただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。ただ今の水産課からの説明について何か質問等はありませんか。</p>

各委員	(質疑等なし)
会長	他にご意見、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、引き続いて「第45回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果」について事務局から説明をお願いします。
事務局 (久保書記)	<p>令和4年12月9日に今年度第1回目の標記会議が開催されましたので、海区委員会事務局から簡単に内容のご報告をさせていただきます。</p> <p>議題一つ目は、大臣選任の委員さんが入れ替わったことに伴い、会長の互選がありました。</p> <p>会長には、前期に引き続き、今井一郎さんが選ばれました。</p> <p>議題の2 広域資源管理に関する報告がありました。</p> <p>現在、府県が連携して行っている広域で資源管理を行っているのは、「サワラ」と「トラフグ」で現在の状況説明がありました。</p> <p>サワラについては、主にサワラを狙って漁獲する関係府県の漁業種類の漁業者が、休漁期間を設けたり、栽培漁業を協力して実施したことにより、一旦ほぼ漁獲されなくなっていたサワラが、ピーク時の半分程度まで回復してきたと言った内容の報告がありました。</p> <p>ただ、資源が増えたことにより、他の漁業種類でもたくさん混獲されるようになり、また、資源が減りそうな兆しがみられるという懸念があるとのことでした。大阪湾ではあまり獲れていませんが、資源管理は共同して行っていくということです。現在、新たなTAC管理の対象の一番手にサワラが挙げられていることもあり、今後の資源の動向に注意が必要とのことでした。</p> <p>トラフグに関しては、過去、大阪湾でも漁獲が見られましたが、現在は、放流されたものが少し育って漁獲される程度で、大阪の貢献度は低い状況ですが、サワラの例もあり、今後とも関係府県が連携して、資源管理に取り組むこととしたいとのことでした。</p> <p>議題の3はクロマグロの資源管理についてで、主に漁業者に振り分けられている枠の話でした。漁獲する場合は許可が必要です。</p> <p>大阪府でもクロマグロ漁は現在6名の漁業者に承認されている。くろまぐろ漁業について、引き続き承認を受ける際の条件等の説明がありました。</p> <p>最後に、これまで資源管理としてTAC管理魚種については、今後色々な魚種に関わってくると思われます。大阪では、まいわし、さば類等、いずれの魚種も具体的な数量を決められていないものでした。今後、どういう魚種を管理するか具体的な案はありませんが、海区委員会で議論しても</p>

	<p>らうことになると思います。</p> <p>今後の資源管理としてTAC管理魚種について、上記のサワラをはじめ、今後、カタクチイワシやヒラメ、マダイ等、具体的な数量を定められる可能性の高い魚種がTAC管理の対象の候補となっていることから、海区委員会の方でも資源管理に関する協議が増えると考えられます。委員の皆さんには、随時情報を提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について何かご質問等はございませんか。</p>
各 委 員	<p>(質疑等なし)</p>
会 長	<p>事務局から連絡ありませんか。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	<p>次回の海区委員会ですが、2月に開催の予定です。</p> <p>議題は、クロマグロのTACの関連、公聴会の開催等についてです。開催時期を2月13日～15日で考えていますが、ご都合はいかがでしょうか。</p> <p>(協議の結果、次回の海区委員会は「2月15日(水)15時から」に決定。)</p> <p>それでは、2月15日(水)15時からで、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>